

清須市第2次総合計画 基本構想（案）

序 論（案）

1 総合計画策定の趣旨

平成19年（2007年）3月に策定した「清須市第1次総合計画」は、平成19年度から10年間の清須市の行政運営の基本的な指針として、地方行政を取り巻く環境の変化の中、平成17年7月に西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併により誕生し、平成21年（2009年）10月の春日町との合併を経て、現在に至る清須市の発展の礎を築く上で、重要な役割を果たしてきましたが、平成28年度をもって、その計画期間の満了を迎えることとなります。

こうした中、平成23年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合計画（市町村基本構想）の法的な策定の義務付けは廃止されましたが、清須市においては、引き続き、行政運営の基本的な指針として、以下の観点から総合計画を策定します。

観点① 長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める

第1次総合計画で定める基本理念や将来像は、市町村合併時に策定した「新市建設計画」及び「新市基本計画」における新市のまちづくりの方針を尊重・継承して定めたものであり、これらは5年、10年といった短期・中期的な視点ではなく、長期的な視点に立って、その実現を目指していくべきものであると考えます。

第2次総合計画は、第1次総合計画の基本理念や将来像を継承することを基本としつつ、引き続き長期的な視点に立って、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるものと位置付けます。

観点②

目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸とする

これまででも、第1次総合計画に基づき、地方行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画的な行財政運営を推進してきたところですが、今後を見据えると、市町村合併に伴う財政措置の終焉など、より一層の環境の変化が予想されます。

いかなる状況下に置かれても、長期的な視点に立って目標を実現するためには、市役所が一丸となって、あらゆる分野における政策・施策・事業を、最も効果的な形で展開していくかなければなりません。そのためには、行政が有する経営資源をより効率的に配分する仕組みとして、計画策定（Plan）－ 実施（Do）－ 評価（Check）－ 改善（Action）のPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、第2次総合計画はこうした「行政運営マネジメント」の基軸として位置付けます。

2 総合計画の構成・計画期間

(1) 計画の構成

本計画は、行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」の三層構造の計画とします。なお、「実施計画」については、毎年度、予算編成にあわせて別途、作成することとします。

基本構想	基本構想は、今後の清須市のまちづくりの方向性を示すもので、市の「基本理念」と「将来像」を定めるとともに、その実現に向けた基礎となる「行政運営の方針」を定めるものです。 さらには、「将来像」の実現に向けて、各分野で取り組む施策の目標となる、「7つの政策（施策の指針）」を定めるものです。
-------------	---

基本計画	基本計画は、基本構想に基づいて、施策・事業を展開していくにあたり、清須市の役割や組織に応じて政策と施策を体系的に整理した上で、施策ごとに、明確な目標と、その目標の実現に向けた具体的な取り組みを定めるもので、清須市の行政運営マネジメントの核となる計画です。
-------------	---

実施計画	実施計画は、基本計画で定める施策の目標を実現するために必要となる具体的な事業を着実に実施していくため、毎年度の予算編成と連動させながら、その進捗を適切に管理していくための計画です。
-------------	--

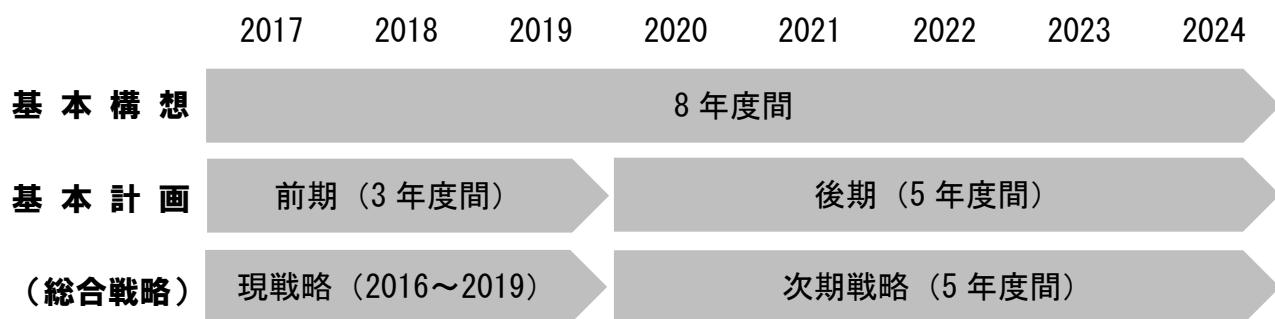
(2) 計画の期間

「基本構想」において長期的な視点に立った将来に実現するまちの姿を描いた上で、施策ごとの具体的な取り組みを定める「基本計画」については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等、さらには関連する個別計画の見直し等に的確に対応するため、前期・後期に分けることとします。

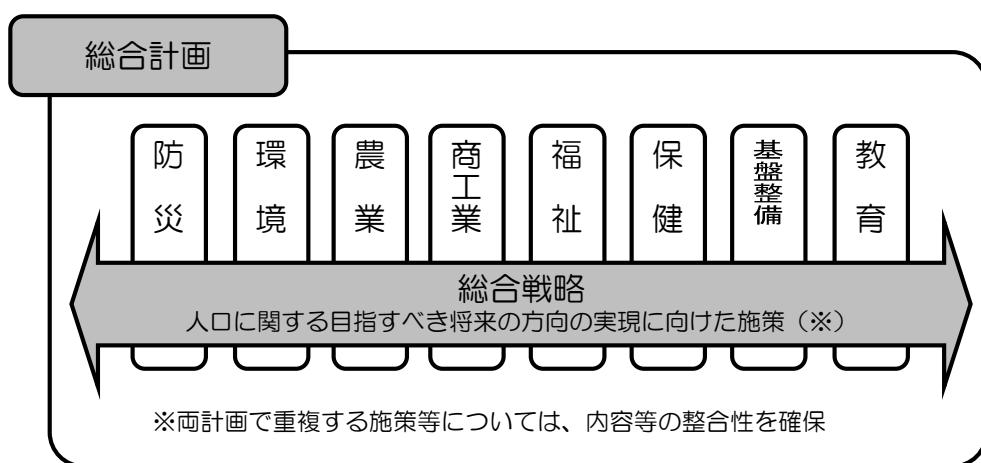
その上で、清須市のまち・ひと・しごと創生に向けた具体的な対策をまとめた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2016年2月策定）との一体的な推進を図るため、次のように計画期間を設定します。

基本構想	2017年度から2024年度まで（8年度間）
基本計画	[前期] 2017年度から2019年度まで（3年度間） [後期] 2020年度から2024年度まで（5年度間）

【総合計画と総合戦略の計画期間】



【総合計画と総合戦略の関係（イメージ）】



3 清須市の位置、地勢、面積、歴史・沿革

(1) 位置・地勢・面積

清須市の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に、北部は一宮市及び稻沢市に、東部は名古屋市に、西部はあま市に隣接しています。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔 10m 未満となっています。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

交通は広域の利便性に恵まれ、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速 6 号清須線、名古屋高速 16 号一宮線、国道 22 号・302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

清須市の総面積は 1,735ha で、東西約 5.5km、南北約 8.0km の広がりをもち、愛知県の面積の 0.34% に当たります。地目別では、宅地 (46.5%) が最も多く、次に道路 (18.9%)、農地 (16.1%)、水面・河川・水路 (6.2%)、その他 (12.3%) となっています。

【清須市の地目別土地利用面積】

単位 : ha

	総面積	宅地		農地		森林、原野等	道路	水面・河川・水路	その他②
		住宅地	その他①	田	畠				
清須市	1,735	452	354	132	148	—	327	108	214
構成比	100.0	26.1	20.4	7.6	8.5	—	18.9	6.2	12.3

※「その他①」は「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地など。「その他②」は総面積から「宅地」、「農地」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたもの。

資料：愛知県振興部土地水資源課「土地に関する統計年報（平成 27 年版）」

(2) 歴史・沿革

① 近代以前

清須市の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日遺跡に集落が開かれた弥生時代までさかのぼります。

市内には、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれ、弘治元年（1555 年）に戦国武将織田信長公が那古野城から入城した清洲城など、数多くの歴史資源が残っており、慶長年間には城下町一帯が「関東の巨鎮」と称され、文化の中心地として、また

尾張の要所として栄えた歴史をもっています。

また、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路であった美濃路は、関ヶ原の合戦で勝利を収めた徳川家康公が通った吉例街道とされ、江戸時代には、数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えました。

江戸時代初期より宮重大根の栽培が始まり、尾張徳川家にも献上されており、江戸時代中期には全国に知れ渡るところとなりました。また、このころは、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあって当地に、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により、天明 7 年（1787 年）に新川が竣工されました。その他、江戸時代に製作され、200 年以上の歴史を誇る山車が練り歩く尾張西枇杷島まつりは、郷土の伝統文化として現代に継承されています。

② 近代以後

近代に入ると、明治 13 年（1880 年）に春日井郡が東西の二郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡の町村で合併が繰り返されてきました。

西枇杷島町は、明治 22 年（1889 年）、下小田井村、小場塚新田村の合併により誕生しています。清洲町は、明治 39 年（1906 年）、朝田村、一場村及び清洲町が合併して清洲町となった後、昭和 18 年（1943 年）までに大里村や甚目寺町の一部と合併しています。また、新川町は、明治 22 年（1889 年）、土器野新田村、上河原村、中河原村及び下河原村が合併して新川村となった後、明治 23 年（1890 年）に町制を施行し、さらに明治 39 年（1906 年）、桃栄町、寺野村及び阿原村と合併しています。春日町は、明治 22 年（1889 年）下之郷村、落合村が合併し、春日村が誕生し、平成 2 年（1990 年）町制が施行されました。

そして、平成 17 年 7 月 7 日（2005 年）に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併して清須市が誕生。平成 21 年（2009 年）10 月 1 日、清須市と春日町が合併し、現在に至っています。

基本構想（案）

I 清須市の基本理念

平成 17 年（2005 年）7 月の西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併に際して策定した「新市建設計画」（計画期間：2005～2020 年度）及び平成 21 年（2009 年）10 月の清須市と春日町の合併に際して策定した「新市基本計画」（計画期間：2009～2019 年度）の中では、「安心」・「快適」・「創造」・「責任」の 4 つの基本理念を掲げており、第 1 次総合計画はこの基本理念を継承して策定しています。

第 2 次総合計画においては、これまでの経緯を踏まえるとともに、長期的な視点に立ってまちづくりを進めていくため、第 1 次総合計画の基本理念を継承することを基本とします。その上で、市民ニーズの多様化・高度化、市町村合併に伴う財政措置の終焉、まち・ひと・しごと創生の推進、リニア中央新幹線の開業など、今後の清須市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、より清須市らしさを発揮するため、まちづくりの基本理念として、「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」の 4 つの基本理念を定めます。

安心 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します

- 災害や犯罪、交通事故等から市民の生命・財産を守り、市民生活の「安心」を支えるまちづくりを進めます。
- 福祉サービスや保健医療体制の充実を図り、全ての市民が生涯に渡り「安心」して暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 家庭や子どもを持ちたいと願う若い世代の希望を地域で支え、若い世代が暮らしやすく「安心」できるまちづくりを進めます。

快適 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します

- 三つの河川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく、文化的環境が整った「快適」で調和のとれたまちづくりを進めます。
- リニア中央新幹線の開業も見据えて、名古屋市との近接性や広域的な交通利便性を更に生かした、便利で「快適」なまちづくりを進めます。

魅 力 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます

- 連綿と続く地域の歴史や文化を大切にし、その価値を見出し共有することで誇りと愛着をはぐくみながら、地域の「**魅力**」を高めるまちづくりを進めます。
- 企業や事業者が地域の特性を生かしながら、「**魅力**」に満ちた活動ができるまちづくりを進めます。
- 次世代を担う子どもたちをはじめとして、「**魅力**」ある人材を育てるまちづくりを進めます。
- 文化・スポーツ活動の充実を図り、「**魅力**」に溢れる市民生活が創造されるまちづくりを進めます。

連 携 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

- 世代や地域、官民の枠を超えて、幅広い層の市民・企業の交流や「**連携**」、協働を促進し、市の総合力を高めるまちづくりを進めます。
- 近隣市町との「**連携**」によって、市の個性を發揮しつつも、広域的な課題へ効果的・効率的に対応できるまちづくりを進めます。
- 将来世代に過度の負担を残さず、若い世代が希望をもって暮らすことができる未来へと「**つながる**」まちづくりを進めます。

II 清須市の将来像

(1) 目指す将来像

これからまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市が将来に実現するまちの姿を明らかにして、市民と目標を共有します。

新市建設計画及び新市基本計画並びに第1次総合計画で掲げる将来像「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を継承することを基本としつつ、まちづくりの基本理念である「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」をもとに、これまで築き上げてきたまちの姿を基礎として、更なる発展を遂げるため、将来に実現するまちの姿を、次のように定めます。

～清須市の将来像～

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

「水」、「歴史」といった清須市ならではの個性を今後も大切にするとともに、更に生かしていきながら、市民の「安心・快適」な暮らしが営まれることはもとより、地域全体に活気が満ち溢れ、市民も訪れる人も「元気」な都市の実現を目指します。

(2) 将来像が示すもの

「水」とは

- 庄内川・新川・五条川と豊かな水辺空間に象徴される清須市の特徴です。
- 水は、大きな恵みと豊かな個性をもたらす貴重な資源であるとともに、東海豪雨災害を経験した清須市にとっては、時に人知を超えた災害をもたらす原因ともなります。
- 過去の経験と教訓を忘れずしっかりと対応しながら、これからも水と共に存していく必要があります。

「歴史」とは

- 美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、清須市のアイデンティティーの源であり、市民共通の貴重な財産です。
- 地域の歴史や伝統文化を守り育て、その魅力を生かすことを通じて、市の内外から多数の人が集まり、清須市の活性化につながるのみならず、市民の市への誇りと愛着がはぐくまれることが期待されます。

「安心・快適で元気な都市」とは

- リニア中央新幹線の開業を契機として、更なる活性化が期待される名古屋大都市圏の中で、「水」と共存しながら、恵まれた立地条件を生かしていくことにより、「安心・快適」な暮らしが営まれます。
- 「安心・快適」な暮らしを基盤として、清須市の個性である「水」と「歴史」の二つの資源が織り重なることで、更に大きな恵みや「魅力」が創出され、市民の「つながり」が深まります。
- そこから生み出される地域全体の活力が、子どもからお年寄りまで、また、市民のみならず訪れる人の全てが、自分らしくいきいきと暮らし、活躍できる、「元気」な都市の実現につながります。

III 行政運営の方針

市町村合併により誕生した清須市では、市町村合併に伴う財政措置などを活用して、旧町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題に対しての取り組みを着実に行ってきましたところです。とりわけ、市町村合併の目的の一つであった厳しい財政状況への対応として、第1次総合計画においては、①計画に基づく進捗管理と改革の推進、②組織のスリム化、③公共的施設の利便性・効率性向上、④施策の見直し及び重点化、という4つの「行政運営の方針」を定めて、より合併の効果を引き出しながら、計画的な行財政運営を進めることにより、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めてきました。

しかしながら、普通交付税の合併算定替が平成32年度（2020年度）をもって完全に終了するなど、今後迎える市町村合併に伴う財政措置の終焉は、清須市の行財政運営上の大変な課題となります。加えて、清須市においても避けられない課題である、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、インフラを含む公共施設等の老朽化対策に係る経費の増加など、清須市の行財政運営を取り巻く状況は、今後一層厳しさを増すことが予想されます。

こうした状況の中で、これまでと同様の各種市民サービスの提供に加えて、目指す将来像を実現するための新たな取り組みを進めることは、難しい状況であると言わざるを得ません。

この認識に立って、第2次総合計画では、引き続き、計画的な行財政運営を進めることにより、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めていく必要があることは言うまでもありません。加えて、行政と市民の間で、清須市の現状に関する認識の共有を今以上に図りながら、目指す将来像の実現に向けた想いを分かち合い、相互の連携を深めることにより、効果的に政策・施策・事業を展開していくため、行政運営の方針を以下のように定めます。

【修正前】

目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づき、清須市のある取り組みを進めることを行政運営の原則とします。

（1）総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

清須市の役割や組織に応じて政策と施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定める基本計画を核として、毎年度の予算編成やその執行、行政分野ごとの個別の計画等に基づく取り組みなどを着実に進めるとともに、その検証・改善の仕組み（PDCAサイクル）を構築することにより、目指す将来像の実現に取り組みます。

（2）持続可能な財政運営の推進

市町村合併に伴う財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉

等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、各事業の効果を検証しながら継続的に事業の見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

(3) 市民協働の推進

清須市では、多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るために、これまで様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取り組みの継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組み、市民協働の更なる推進を図ります。

IV 7つの政策（施策の指針）

目指す将来像の実現に向けて、清須市が取り組む施策を分野別・体系的に整理するため、各分野で取り組む施策の目標となる、7つの政策（施策の指針）を掲げます。

7つの政策は、市民との間で目指す将来像の実現に向けた想いを分かち合うため、分野ごとに、今後、どんなまちをつくっていくかを、市民がより実感し、共有できる形で示します。

政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

平成12年（2000年）9月の東海豪雨災害を経験するとともに、南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想される清須市においては、防災面を中心として、暮らしの「安心」の確保に取り組むことが、最優先の政策課題といつても過言ではありません。

東海豪雨災害の記憶を風化させず、教訓として将来に渡って生かしていきながら、防災・減災対策を中心とした安全対策を充実させ、安心して暮らせるまちをつくります。

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

人口減少の克服や東京一極集中を是正するため、平成26年（2014年）11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、全国的に地方創生に向けた取り組みが進められています。清須市の人口の将来展望を示した「清須市人口ビジョン」（2016年2月策定）においても、これまで増加基調で推移してきた人口が、2020年をピークとして、減少局面を迎えることが予想されています。

人口減少を克服するためには、若い世代の子育ての希望を実現することが何よりも重要です。安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりとともに、充実した教育の提供を通じて、成人に至るまで、一貫して子どもの成長がはぐくまれる、子育てのしやすいまちをつくります。

【修正前】
を見込んでいます

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

清須市においても高齢化は着実に進展し、平成26年（2014年）には22.5%となるなど、超高齢社会を迎えていきます。およそ10年後には団塊世代が後期高齢者となり、高齢化がより一層進展する中で、高齢者が高齢者を支える時代が到来します。また、平成28年（2016年）4月に施行された「障害者差別解消法」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

全ての市民の暮らしを地域全体で支え、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが健やかに、そして、自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくります。

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

清須市は 2027 年に予定されているリニア中央新幹線の開業によって、東京の一時間圏となり、名古屋大都市圏の中でも名古屋市に次ぐ高い時間短縮率が見込まれているところです。また、清須市が有する庄内川・新川・五条川がもたらす豊かな水辺空間は、市民の心に安らぎやうるおいをもたらします。

名古屋大都市圏に位置する清須市の強みと、豊かな水辺空間を生かして、利便性に優れ、自然と調和して快適に暮らせるまちをつくります。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

清須市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、その魅力を生かすことは、清須市の活性化につながるのみならず、市への誇りと愛着をはぐくむ源泉となります。また、食品や電機器具などの製造業の拠点として発展してきた清須市においては、引き続き製造業を中心とする市内の商工業に、市の経済を牽引する役割が期待されます。さらには、リニア・インパクトの活用も見据えた、企業の誘致等にも積極的に取り組んでいく必要があります。

豊かな歴史的資源を生かして、観光誘客を促進するとともに、市内産業の振興を図り、魅力に満ちた活力のあるまちをつくります。

【追記】

政策6 豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくる

名古屋大都市圏に位置する清須市においては、その広域的な交通利便性から、就業や通学をする場を市外に持つ市民が多くいます。こうした市民が、休暇や余暇を利用して、魅力に溢れる活動を行う手助けをすることも、市としての重要な責務となります。

いつでも学びや、文化・芸術活動、スポーツに関わることができる環境づくりにより、全ての市民が生涯にわたり、豊かなこころとからだをはぐくむことができるまちをつくります。

政策7 つながりを大切にするまちをつくる

市町村合併に伴う財政措置の終焉や少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加、さらにはまち・ひと・しごと創生への対応など、今後の清須市を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、市民をはじめとする多様な主体との連携を図りながら、市の総合力を高めていかなければなりません。

行政と市民間の情報共有や、市民参加・市民協働を推進し、つながりを大切にするまちをつくります。